

東京医療保健大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

(目的)

第1条

学校法人青葉学園東京医療保健大学(以下「本学」という。))における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。))に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(取引停止の措置)

第2条

本学が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者(以下「業者」という。))が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は、一定期間、本学との取引及び本学に対する営業活動をさせないことができる。

(取引停止の通知)

第3条

取引の停止をするときは、本学理事長名で当該業者に通知する。

(取引停止に係る特例)

第4条

1. 一件の事案により二件以上の措置要件に該当するときは、取引停止期間が最も長いものを適用する。
2. 取引停止の期間中又は当該機関の終了後3年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、2倍にするものとする。
3. 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。
4. 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、事務局長の判断により、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条

1. 取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。
2. 既に入札書又は見積書を(以下「入札書等」という。))が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条

取引停止期間中の業者は、本学発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請させないものとする。

(その他)

第7条

この基準に定めがない事項については、別途理事長が定めるところによる。

附則

この基準は、平成 27 年 11 月 1 日から施行するものとする。

別表(第 2 条関係)

取引停止の措置基準

区分	措置要件	期間
(1)過失による粗雑な契約履行	本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(2)契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学発注の物品購入契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(3)落札決定後の契約の辞退	本学発注の物品購入等契約に係る指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(4)談合	本学に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
(5)不正行為	①本学に対し、架空請求を行ったとき	当該認定をした日から 3 か月以上 24 か月以内
	②納品の事実を偽ったとき	当該認定をした日から 3 か月以上 24 か月以内
	③提出書類に意図的な虚偽があったとき	当該認定をした日から 2 か月以上 18 か月以内
	④その他本学が不正と認めた場合	上記①～③を考慮し、理事長が決定
(6)不誠実行為	本学に対し、不誠実な行為を働いたとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
(7)贈賄	①本学の役職等に対し、贈賄が発覚したとき	当該認定をした日から 2 か月以上 12 か月以内
	②本学以外の機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	社会的影響等を考慮し、理事長が決定
(8)その他	①本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき	社会的影響等を考慮し、理事長が決定
	②前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により本学発注の物品購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき	理事長が決定